

生活保護費を電子マネーにより給付する仕組み構築にあたっての課題分析

◇課題1 電子チャージ口座の管理システムが必要であり、新たにシステム構築する必要がある。

解決策

- ・ 大阪市と金融機関の間で協議する場を設け、保護費を用いたフローティングファンドを財源とすることにより大阪市に負担が生じないような形でシステム開発を進めてもらうよう要望する。
- ・ 現在、月1回、いっせいに給付している保護費の給付日を3回にわけなどの工夫により一定額が口座に維持される仕組みは可能であるし、また、このシステムは一般ユーザーへ先行して普及させることから、被保護者以外でも相当数の利用者の獲得が期待できる。
- ・ 現在はクラウド技術の導入などもあり、システム開発経費は以前に比べ格段に低廉なものとなっていること、電子チャージ口座の管理システムは一度作ってしまえば一般ユーザーにも利用してもらえるため資金回収は可能と考えられること、などから金融機関側の協力は得られるものと考えている。

◇課題2 電子チャージ口座にアクセスできるようにするため、民間各社の電子マネーシステムの改修が必要。その際接続するための通信手順（プロトコル）を統一したものととして策定する必要がある。

解決策

- ・ 電子マネー運営各社・金融機関等を巻き込んだフォーラムを国レベルで作ってもらうよう、金融庁に要望する。金融庁所管の「産業構造審議会」では電子マネー規格の統一が必要との見解が出されており（「参考資料2」参照）、金融庁としては、すでに電子マネー各社間の調整が必要との認識にたっているものと考えられる。
- ・ フォーラム立ち上げの後は、電子マネーシステムが大阪市にとって使いやすいものとなるよう国や民間各社への働きかけを継続的に行う必要がある。

◇課題3 電子マネーを普及させるためのデバイスとしてICカードリーダーをまずは普及させる必要がある。

解決策

- ・ 案① ICカードリーダーは国税庁が普及に努めている電子納税システム「e-tax」用のカードリーダーと同じもので対応できる。e-tax用カードリーダーは電子納税を一度実施すれば、税控除が受けられるため、納税者の負担は実質上発生しない（というよりは控除額5,000円に対してリーダーの実勢価格は3,000円程度なので差額分の利益が発生する）。よって、特に重点的に普及施策が必要と考えられる個人商店・小規模店については上記の電子納税を勧奨し、場合によっては本市が手続き代行を行うことにより新たな費用負担なくカードリーダーの普及を進めることが可能である。
- ・ 案② 案①で普及が進まない場合には、大阪市独自の「地域通貨」（詳細は「生活保護費を電子マネーにより給付する仕組みの構築」の5. 追加的な効果（1）地域通貨の創設を参照）を設け、地域振興の推進と連動するかたちでカードリーダーの普及を進める。具体的には、「地域通貨」登録店となる場合にはカードリーダー購入費用の2分の1補助を行う等のインセンティブを設定することで個人商店や銭湯など地域密着型店舗への普及を促進する。（補助の財源については現在、現金の取扱いにあたって発生しているハンドリングコストの将来的な削減等により捻出）

◇課題4 電子マネーによる保護費給付について、厚生労働省の了解を得る必要がある。

解決策

- ・ 電子マネーの普及に努め、リアルマネーと変わらずに使用できる環境を作ったうえで、厚生労働省に要望し、電子マネーでの給付を容認させる。当初は電子マネーで給付できる比率は少ないものと思われるが、徐々に比率を高め、最終的には給付額の8割程度を電子マネー給付に転換する。

◇課題5 保護費を電子マネー給付したとしても換金性の高い商品の売買などを通じて現金化され、結果的に「貧困ビジネス」に資金が流入するのではないか。

解決策

- ・ いわゆるマネーロンダリング対策としては資金決済法において決裁事業者に「アンチマネーロンダリング対応」として取引内容の監視が義務付けられており、疑わしい取引については金融庁へ報告する必要がある。先行して電子マネーが普及しているアメリカでは、アンチマネーロンダリング専門の委託事業者もあり、取引監視プログラムも存在する。そうしたプログラムを活用して自動監視を行うとともに、必要に応じてケースワーカーによる分析を行うことにより、精度の高い管理体制を構築可能と考える。